

平成30年2月定例会 文教委員会の概要

日時 平成30年3月6日(火) 開会 午前10時 5分
閉会 午後 0時 4分

場所 第8委員会室

出席委員 伊藤雅俊委員長
小久保憲一副委員長
美田宗亮委員、浅井明委員、土屋恵一委員、荒川岩雄委員、木村勇夫委員、
安藤友貴委員、岡重夫委員、金子正江委員

欠席委員 なし

説明者 小松弥生教育長、小島康雄副教育長、
柚木博教育総務部長、古川治夫県立学校部長、松本浩市町村支援部長、
小澤健史教育総務部副部長、渡邊亮県立学校部副部長、
佐藤裕之県立学校部副部長、関口睦市町村支援部副部長、
藤田栄二市町村支援部副部長、古垣玲総務課長、岡部年男教育政策課長、
浪江治魅力ある高校づくり課長、清水匠財務課長、栗原正則教職員課長、
横松伸二福利課長、高岡豊県立学校人事課長、
羽田邦弘県立学校部参事兼高校教育指導課長、小谷野幸也生徒指導課長、
高橋和治県立学校部参事兼教職員採用課長、加藤健次保健体育課長、
金子功特別支援教育課長、日吉亨県立学校人事課学校評価幹、
石井宏明小中学校人事課長、大根田頼尚義務教育指導課長、
橋本強家庭地域連携課長、芋川修市町村支援部参事兼生涯学習文化財課長、
吉野雅彦人権教育課長、塩崎豊市町村支援部副参事

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第36号	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第52号	平成29年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)のうち教育局関係	原案可決
第60号	平成29年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第69号	埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査

- 1 拉致問題の啓発について
- 2 今夏に行われる教科書採択について

報告事項

- 1 魅力ある県立高校づくりに向けた取組について
- 2 高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討について

【付託議案に対する質疑】

安藤委員

- 1 第69号議案について伺う。基金を預けていたときに利子が発生し埼玉県にとってもプラスになっていたが、今回金利が下がってきたということで取り崩す理由の一つと聞いている。預けていたことで少しでも利子が発生してプラスになると思うが、現在、県が銀行に預けることで発生する利子がいくらになるか具体的な数字を示して、どう考えるのか教えてほしい。
- 2 資料3の2「内容」の目的の改正欄には財源に充てるためとあるが、なぜこのタイミングで、この形で取り崩しをしていくのか、昨年度は検討していなかったのか。理由を教えてほしい。
- 3 この基金を取り崩していくと目減りしていくが、いつ頃基金がなくなるのか。なくなった場合には一般財源を投入するのか。

財務課長

- 1 現在は無利子で銀行に預託している。無利子にすることで手数料を下げる効果を狙っている。
- 2 損失補償について、近年償還が始まり、新しい基金の使い道を考えていた。預託によって金利を下げることを狙っていたが、銀行のプロパー資金の調達金利が下がり、超低金利ということもあり、預託をしても余り効果がなくなっている。こうしたことから基金の使い道を変える必要があり、問題意識を持っていた。
- 3 現在、損失補償の発生率について、国では約4パーセントを見込んでいる。埼玉県の実績が約23億円であり、4パーセントで考えると四十数年はなくなることはないことになる。かなり長い間、充当できる。基金がなくなった場合は、一般財源で措置していくことを考えている。

安藤委員

金利が低く余り効果がないとのことだが、余りとはどれくらいなのか教えてほしい。

財務課長

10年国債の金利で説明すると、制度開始時に1.34パーセントだったものが、平成28年度には0.07パーセントに大幅に下がっている。

美田委員

- 1 第36号議案について伺う。資料によると特別支援学校の学校職員を増員している。特別支援学校の児童生徒数が年々増加しているが、その理由をどのように分析しているのか。また、特別支援学校の児童生徒は、今後もこのペースで増加していくと考えているのか。
- 2 インクルーシブ教育では、障害のある児童生徒を含めて同じ学校で受け入れる。一方、特別支援学校も増加傾向である。県としてはどちらの方向性に持っていきたいのか。
- 3 児童生徒数が減る中で、学校職員定数を減らすようだが、教員1名が受け持つ児童生徒数は、小中高校と特別支援学校で、それぞれ何人になるのか。その数値は、昨年度と比較して、増減はどうなっているのか。

- 4 働き方改革が言われる中で、職員数を減らして学校職員の負担は増えないのか。
- 5 第52号議案について伺う。退職手当が見込みより少なく減額補正している。勧奨退職者数が当初の見込みよりも少なかったとのことだが、例年、どれくらいの教職員が中途退職するのか。20代、30代、40代といった年代別の退職状況とその理由を教えてください。
- 6 特別支援学校の大規模改修費8校分を計上しているが、改修工事の内容はどのようなものなのか。特別支援学校のうち改修が必要なのは何校か。また、今後の整備計画を教えてください。
- 7 高校生農力育成強化プロジェクトの内容を具体的に教えてください。特に、温室では何を栽培するのか。最終的に何をを目指すのかを教えてください。

特別支援教育課長

- 1 増加の要因については、文部科学省や各研究機関等からもはっきりとした理由は示されていない。特別支援教育全般への理解が深まり、かつてあったような偏見がなくなり、保護者が子供の実態に応じて適切な支援を受けられる特別支援学校を選択するケースが増えていることも大きな理由の一つだと考えている。特別支援学校高等部の丁寧な就労への支援や就労実績への期待もその背景にあると思う。また、少子化の中で児童生徒数が減少しているが特別支援学校の児童生徒は増加しており、この傾向は当分の間、継続すると考えている。これは埼玉県だけでなく全国的な傾向である。
- 2 インクルーシブ教育の理念は、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを推進するとともに、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応できる多様な学びの場の充実を図ることにある。本県独自の取組である支援籍学習により障害のある子とない子がともに学ぶことを推進し、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場の充実を図ることが重要と考えており、今後も多様な学びの場の更なる充実を図り、障害のある子供たちの一人一人の力を伸ばす教育に取り組んでいきたい。

小中学校人事課長

- 3 教員1名が受け持つ児童生徒数について、小学校では、18.4人、中学校では15.4人である。昨年度と比較して、小学校で0.9ポイントの減、中学校で0.6ポイントの減となっている。
- 4 教職員の定数は法律に基づき算定され、児童生徒数、学級数が根拠となる。来年度については、児童生徒数の自然減により学級数が減り、それにより教職員定数が減る。したがって、教職員定数が減ることにより直接的に教職員の負担が増えることはないと考えている。

県立学校人事課長

- 3 高等学校の全日制は14人から15人程度を受け持っている。また、特別支援学校は2人程度である。昨年度と比較して、高等学校、特別支援学校ともに増減はない。
- 5 中途退職する教職員の数について、年度によってばらつきがある。平成27年度から平成29年度までの3年間を平均すると、20代が約78人、30代が約70人、40代が約32人、50代が約287人となっている。退職の理由については、校長から聞くと、例えば、親の介護をしなければならなくなった、病気により休職し、その後退職を選んだ、別の就職先を選んだ等である。

財務課長

6 8校の工事内容は、2校が大規模改修として屋上防水、外壁、内装、設備の改修を行う。6校が空調のみの改修である。改修が必要な学校数は11校28棟で、20年以上経過した建物を対象としている。改修の計画だが、おおむね毎年2校程度の整備を行う予定である。

高校教育指導課長

7 プロジェクトの内容は、国の交付金を活用して県立秩父農工科学高校に温室などの施設・設備を充実することで、同校が開発に関わってきた、これまでののはちみつのカテゴリーにはない第3のはちみつの更なる研究開発、あるいは地域への技術の普及を図っていくというものである。温室で栽培するのは、トマト、イチゴ、ブドウを考えている。最終的に目指していく点として3点ある。まず、1点目は、トマトやブドウといった野菜、果物の汁から作る第3のはちみつを使用した商品を秩父地域の特産品として開発することである。2点目は、新しいはちみつの取り方は、冬場でも蜜が取れる技術となるので、これを地域に養蜂技術として伝えていくことである。3点目は、高校生に経営感覚やチャレンジ精神を身に付けさせ、地域農業の担い手を育成していきたいと考えている。

美田委員

特別支援学校も特別支援学級も両方進めるとのことだが、特別支援学校を作るのか、それとも特別支援学級で対応するのか、どういう判断基準で行うのか。

特別支援教育課長

就学に当たっての判断だが、平成25年に学校教育法施行令が改正され、特に義務教育段階において一定の障害のある子供は特別支援学校に就学するという従来の原則が見直され、障害の状態、教育的ニーズ、本人や保護者の意見など総合的な観点から、最終的には市町村教育委員会で就学先を決定する仕組みとなった。一人一人の障害の程度やニーズは様々であり、一人一人にしっかりとした教育環境を提供していくことが重要であると考えている。設置については、両方のバランスを取りながら考えていきたい。

金子委員

- 1 第36号議案について伺う。これは国が決めた定数なのか、県として定数の上乘せは可能なのか。学校の教職員は余裕がない。県の調査でも大変な長時間労働になっていることが示されている。学級の児童生徒数が減っている中で、少人数指導や発達障害の対応などで加配すべきではないか。
- 2 第52号議案について伺う。教職員の退職手当で勧奨退職者数が見込みを下回ったとのことだが、昨年12月定例会で退職手当の引下げ条例が出された。この条例の影響による引下げ額はどれくらいなのか。また、退職手当の引下げの最高額はどれくらいか。
- 3 第69号議案について伺う。現在、奨学金を借りている人数はどれくらいか。また、返済しなければならない奨学金の最高額はいくらか。

小中学校人事課長

- 1 義務標準法に基づいて定数措置された人数である。また、特別措置分として県の定数も入っている。また、加配定数については毎年度の国の予算措置に基づいて配置をして

いる。議員御指摘の少人数学級や発達障害に関わる加配定数についても引き続き国に対して要望していく。

県立学校人事課長

- 1 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律にのっとり算定されている。加えて、県の単独事業分である特別措置を行っている。高校における少人数学級については、今年度は53校で実施している。

教職員課長

- 2 今回の補正のうち、条例改正による影響額は、総額32億6,000万円の減額補正のうち約14億円である。条例改正による影響額の最高額は、現在、今年度末に退職する職員の手当の計算を行っており、条例改正前と改正後の手当額を個々に計算してはいないため、明確な答えはできない。一般的なモデルケースで考えると、影響が大きい職員でも90万円弱と考えている。ちなみに、3月31日定年退職予定の職員が1月末に11名退職したが、その影響額は合計で約850万円であった。

財務課長

- 3 奨学金の貸付人数だが、昨年の決算時点の延べで5万227人である。3年間にわたって借りることになるので実人数で2万2,938人である。平成28年度までの返還者が6,918名である。貸与の最高額だが、私立学校に進学した場合が最高額となり169万円である。

金子委員

- 1 第52号議案について、かなり条例改正による影響があったと認識している。5年前にも退職手当は大幅に引下げられており、その際の平均的な引下げ額はどのくらいだったか。
- 2 第69号議案について、現在、滞納している状況も生まれていると思うが、滞納者数と主にどういう理由で返済ができなくなっているのか。

教職員課長

- 1 モデルケースとして、大学を卒業後すぐに教員になった者が定年まで教員として勤めた場合では、段階的な引下げを全部合わせるとおおむね450万円程度の引下げがあったと試算している。

財務課長

- 2 滞納で代位弁済になった人数は、平成28年度までの返還者で576名である。これは、3か月間支払いがない場合に、銀行へカード会社が代位弁済して求償権が移る数字である。また、滞納の理由は分からない。

木村委員

- 1 第69号議案について伺う。奨学金の現状について、申込みに基づき県が認定するが、申込み数と認定数に差はあるか。申し込めばほとんどの人が認定され貸出しを受けるのか。また、ここ数年、申込みする生徒のトレンドはどうなっているのか。
- 2 返済できない人が4パーセントぐらいいるとの話だったが、返済できない人のトレ

- ドはどうなっているのか。滞納者が4パーセントほどいる現状についての見解を伺う。
- 最後に、資料3参考資料では、延滞者は、県が保証会社に損失補償するようになっており、今回の条例改正により基金の原資を取り崩すことになるが、県が保証会社に損失補償した後の流れについて教えてほしい。

財務課長

- 所得要件があり、また品行方正でないと奨学金が受けられない場合がある。トレンドについては、決算の2年前がピークで、直近では借入者数は減りはじめている。
- 返済できない人のトレンドについては、償還がこれから増えていくので、増加すると考えている。滞納者が4パーセントいることへの認識については、償還が始まり3か月滞納があった者が対象になり、その率は2.6パーセント程度となる。4パーセントは国の見込みであり、本県の現状では、それより下回っており、民間を使った本県の独自のやり方は有効に機能していると考えている。
- 損失補償した債権については保証会社に残っている。法的整理をして、この債権に対する充当があれば、県が補償した一部が戻ってくる。

木村委員

県が保証会社に損失補償しており、これまでは一般財源から充当していた。今回の条例改正後は、基金から行うとのことだが、その債権は保証会社から県に移るのではないか。

財務課長

カード会社で法的な手当てをして、それでも取れないのが実態である。債権は、移るのではなく引き続きカード会社が管理しており、法的に整理し返済されたときには、県が補償したものが戻ってくるという仕組みである。

荒川委員

- 損失補償したのに、なぜ債権がカード会社にあるのか。損失が出て県が保証するのだから、あとは県が求償するかどうかだけではないのか。どうしても払えないのならば、免除するのではないのか。
- 私は1、2年次を病気で休学し3年生になって通学できるようになったが、学校から1年に編入するとの通知が来たため、父親が学校に押し掛けていった結果、3年生として通学することになった。このことは大人が決めた。私は3年生の教室で1、2年生の授業内容を先生が丁寧に教えてくれたため頑張ることができた。特別支援学校に通学する子供にもプライドがある。私は3年生として通学したが、もし1年生になっていたらどうだろうかと思う。1年生から学んでいた方が良かったのか。実際は3年生からでも追い付けたが、どっちが良かったか。インクルーシブ教育は非常に難しいし、子供にもきっとプライドがある。特別支援学校の児童生徒は増加しているが、特別支援学校の方が良いという判断になってきているのか。教育長の考えを伺う。

財務課長

- 損失補償については、3パーセントの手数料を払っている期間が18か月あり、そこで一旦額を確定させる。その時点で元本分を払い打ち切ることになる。債権管理については引き続き、保証会社が行う。

教育長

2 特別支援学校に行くということが劣っているということではないと思う。特別支援学校でその子の個性にあった教育が適正に行われるのであれば、そちらに行った方が良いというケースもある。そういう場合でも、本人や保護者の希望で一般学級、学校で学びたいという希望があれば、それに沿うように一般学校で手当てをしながら教育をするように努めるべきと考えている。子供の障害の状況や、どのように改善するかも入学時点では判断が難しいため、本人の希望も含め判断して決めることになる。気持ちもとても揺れ動くと思うので、就学先を決めるに当たっては、いろいろな情報を提供し希望に沿うように努めたいと考えている。

荒川委員

銀行へは、保証会社が代位弁済しており、後は県が返済していない生徒に対して免除するかどうかだけの話ではないのか。なぜ保証会社が債権を管理するのか。保証会社へ県が損失補償した後、債務者を追い掛けるのか、追い掛けないのか。

財務課長

この制度は、あくまで銀行が貸出しをする。生徒への貸付けが焦げ付いて、その債務を代位弁済した保証会社に債権が移ったということである。制度としては保証会社の損失を埼玉県が補償している。返済できなくなった際に、その元本を県が補填しているだけで、引き続き債権は保証会社が管理していく。

荒川委員

特別支援学校、一般学校どちらに入学した方がよかったかは検証のしようがない。入学した学校でよかったと思えば一生懸命やるしかない。非常に難しい問題だが、教育長は一生懸命悩んでほしい。

教育長

保護者と本人が、これでよかったのかと悩まないようにしたい。特別支援学校か一般学級かに関わらず受け入れた教育機関側で、その子の特性に応じた教育をする。社会に出た際に働いていけるような努力を教育機関側ですべきだと考えている。

【付託議案に対する討論】

金子委員

第52号議案に対して、反対の立場で意見を述べたい。反対の理由は、教職員の退職手当が14億円減額となるためである。教職員の退職手当は5年前にも大幅に引下げられている。更なる引下げとなり、人生設計も狂わす改悪だと思う。教職員は長時間勤務の中で必死に児童生徒のためにがんばっている。その気持ちに応えて撤回すべきと考える。

【所管事務に関する質問（拉致問題の啓発について）】

浅井委員

1 今定例会、無所属県民会議の鈴木正人代表の質問で、DVDを活用した日本人拉致問題啓発のための人権教育の実施状況について、があった。教育長の答弁では、平成20年度に配布したDVDアニメ「めぐみ」を活用した公立学校は、小学校95.3パーセント、中学校97.2パーセント、高等学校75.6パーセント、特別支援学校では5

5 . 8 パーセントとのことだったが、この数字は、平成 2 0 年度以降の累計なのか、それとも今年度のものか。

- 2 活用率を 1 0 0 パーセントにすべきと思うが、なぜできなかったのか。年度のカリキュラムに入れ込めば、全ての学校で活用できるのではないか。例えば、小学校の 6 年生の人権教育で必ず活用すると決めてしまえば、できるのではないか。

人権教育課長

- 1 御指摘の教育長が本会議で答弁した数字は、これまでに活用してきた累計である。
- 2 拉致問題の啓発に関する資料としてはアニメ「めぐみ」のほかにも、「横田滋、早紀江さんからのメッセージ」の提供も頂き昨年度配布している。また国から実写版の映画「めぐみ」や拉致被害者家族のビデオメッセージも提供され、県教育委員会から各市町村や学校に案内し活用を促している。各学校において、子供たちの理解を深めるためにアニメ、実写版、新聞記事やテレビニュース等どれがよいのかという点については、指導している教員が一番効果的なものを選んでいく。アニメ「めぐみ」は完成度も高く、毎年度各学校や市町村に活用を働き掛けて一層の活用を図り、この問題を風化させないように取り組むことを指導していきたい。

浅井委員

私も DVD アニメ「めぐみ」や「横田滋、早紀江さんからのメッセージ」を見た。日頃、駅前でも署名活動もしている。知事も先頭に立って取り組んでいる。内閣府においてもポスターなどで啓発活動している。これからを担う子供たちが、そういう現実を理解する必要がある。学生は守られているものの、いつ何が起きるか分からない。対岸の火事ではなく自分にそういうことが起きる可能性があるということも踏まえて、この DVD は大事であるので、教員の判断で実写版、新聞記事などの様々な媒体から効果的なものを選び、埼玉県独自のやり方でしっかり取り組んでいただきたい。活用率が 1 0 0 パーセントになるように覚悟を伺いたい。

人権教育課長

県としても、人権教育の重要な人権課題の一つに北朝鮮当局による拉致問題を掲げている。今後ともしっかりと取り組んでいく。

美田委員

- 1 今の課長の答弁ではしっかり取り組むというだけで、1 0 0 パーセントになるのか分からない。ほかの資料を含めれば活用率は高いのか。また、その根拠はあるのか。データに基づいているのか、推測で答弁しているのか確認したい。
- 2 県教育委員会から DVD を渡しているにもかかわらず、DVD「横田滋、早紀江さんからのメッセージ」の活用状況について、本会議の答弁では、平成 2 8 年度に、高等学校で 6 . 0 パーセント、特別支援学校で 0 パーセントであった。今年度の活用率は、高等学校で 4 2 . 1 パーセント、特別支援学校では 3 4 . 9 パーセントとの答弁であった。指導していても半分にも満たない活用率をどう捉えているのか。ほかの資料を使って授業はしているからよいとのことなのか確認させていただきたい。

人権教育課長

- 1 ほかの資料の活用率など個々のデータは把握していない。いずれの資料を活用したか

にかかわらず、必ず拉致問題についてはしっかりと教育活動の中で100パーセントどの学校においても行うように指導していく。

- 2 DVD「横田滋、早紀江さんからのメッセージ」は昨年度の6月に配布された。年度の途中であったが県立学校の人権教育担当者を一堂に集めた会議を開催し一人一人に手渡しし活用を促した。初年度は年度の途中であったため、6パーセントと極めて低い活用率であったが、今年度は校長を対象とした研修会で上映し各学校で活用するようお願いしたところ、半分にも満たないが指摘の数字まで上昇した。夫妻が生の声で語っているDVDは、被害者や家族の心情を子供たちが共感的に理解するために有効な資料であると考えている。今後、各学校での活用率を更に高めるように指導していく。

美田委員

DVD以外の資料を使った学校に関するデータも把握しておらず、各学校へ依頼しても、これから活用率を上げていくというのは、恐らく無理な話だと思う。依頼は、今までも行っており、同じことの繰り返しになってしまうと思う。活用率を上げていくために各教育委員会への指導も含めた、助言や裏付けは何か考えているのか。単に、配布するのではなく、授業で活用したというデータを取る等の検証を続けていく必要があると思うが、どのように考えているのか伺いたい。

人権教育課長

アニメ「めぐみ」については、配布してから年数も経過しており、県として授業の中での活用方法を示した参考資料を併せて配布し活用を促している。「横田滋、早紀江さんからのメッセージ」については、昨年度に配布したばかりである。また、県として授業の中で具体的にどう活用するか参考資料を提供していない。具体的に教育活動での活用方法を示した資料を作成して、是非活用を促したい。その上で、実際に活用がされているかどうかを把握し、その状況を見ながら取り組んでいきたい。

【所管事務に関する質問（今夏に行われる教科書採択について）】

美田委員

- 1 教科書採択前に教員が教科書を閲覧し、対価を受け取っていた問題があり、県議会では平成28年6月27日に謝礼を贈った会社、受け取った教員双方への処分や教科書採択制度を改善することを強く求める決議を行っている。今夏にも、教科書採択があると聞いているが、この決議以降、教科書会社から謝礼を受け取った教員はいるのか確認したい。また、謝礼を贈った会社や教員に対して処分は行ったのか。
- 2 こうした問題が二度と発生しないように、教科書採択制度をどのように改善したのか。決議では、教科書採択過程の原則公開を義務付ける等を求めているが、具体的な改善状況を確認したい。
- 3 文教委員会では、平成25年9月13日に「高校日本史教科書採択の再審査を求める決議」を行っている。これは、「自国や郷土に誇りを持てる」という本県の教育方針に沿わない記述がある日本史教科書が採択されたため、埼玉県教育委員会においては、高校日本史教科書について、その権限と責任の基に採択することを求めたものである。今夏の教科書採択は、どのような方法で行うのか。埼玉県教育委員会が責任を持って採択する方法となっているのか。

小中学校人事課長

- 1 昨年度の議決後の調査を踏まえ、昨年度までに111名の教職員に対し、県教育委員会も立ち会った上で、直接指導するとともに処分を行った。

義務教育指導課長

- 1 決議の後、これまで謝礼を受け取っている事案は確認されていない。
- 2 決議を踏まえ、教科書採択に関するガイドラインを作成した。この中で、機会や期間を問わず、一切の金品供応を受けない・受け取らないことを明記した。また、採択に関する会議・議事録の積極的な公開・公表を位置付けた。平成29年度には、小学校における道徳の教科書採択があったが、公開・公表については多くの採択地区で改善がなされている。特に、議事録に関しては全て公開している。県教育委員会としては、これからも公正・公平な採択の確保のため、このガイドラインに基づきしっかりと指導を行っていきたい。

高校教育指導課長

- 3 教育委員会では、決議を踏まえた教科書採択の進捗を進めている。まず、勉強会を含む調査研究を5月からスタートする。あわせて、生徒の実態や教科書選定事務の現状を校長から聴取するため教育委員が高校を訪問する。また、新任の校長との意見交換会等を実施する。そうした進捗を踏まえ、十分時間を掛けて教育委員会として協議、審議を行い、採択まで至るといったような過程で進捗を進めている。今後についても、しっかりと決議を踏まえて、教科書採択を進めていく。

浅井委員

「自国や郷土に誇りを持てる」という本県の教育方針に沿わない記述がある日本史教科書が採択される心配がないのか確認したい。例えば、高校歴史用語について、いわゆる従軍慰安婦や南京大虐殺が話題になる。従軍慰安婦の件に関しては今も裁判が進んでおり、事実かどうかははっきりしない部分もある。また、南京には当時30万人の人は住んでいなかった、現在でも遺体や遺骨が発見されていない、ということをも日本人ではない研究者が発表をしている。事実関係がはっきりしていない内容が教科書に掲載され、それを埼玉県教育委員会が採用した場合を心配している。育った子供たちが後で真実が分かり、どういう教科書だったのか、どういう教えをしたのか、その先生について不信感を持つのではないかと。教育委員会としてどのような取組をするのか。事実に基づいた裏付けのしっかりした教科書を是非採用してもらいたいことが大事だと思うが、その件について伺いたい。

高校教育指導課長

まず、埼玉県の教育方針に基づくという点だが、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土埼玉を愛する態度を養うということが県の教育振興基本計画の中に位置付けられている。この点を校長会等で校長に対してしっかりと指導している。また、校長は、学校の中で校長としての責任と権限において教科書を選定する。組織的な検討を踏まえた上で決裁を行っている。その上で、例示の件に関して、個別の呼称や被害者の数といった事実関係やデータが定まっていないものについて、埼玉県としては、一つの教科書に依拠することなく、様々な教科書の記述であるとか、また政府の見解を取り入れながら授業で指導を行うことを徹底している。さらに、国では教科書の選定基準が改正されている。通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されること、

政府の統一的な見解や最高裁判所の判例がある場合にはそれらに基づいた記述がされていること、これらが検定基準として示されている。現在学校で使われている教科書はこれらを踏まえたものであると認識している。そうしたことも踏まえ、現場の教員は、様々な資料に基づき生徒に一つの歴史的事象について多面的・多角的に考察し考えるように指導している。

浅井委員

高校の教科書、特に歴史科目においては、自国や郷土に誇りを持てるという重要な精神を取り入れた教科書をいつまでに採用するのか。

高校教育指導課長

高等学校の教科書においては、毎年度学校が教科書を選定し、教育委員会で採択することになる。文部科学省への報告が9月中旬となる。年度明けに校長会で指示し、教科書が各学校に送付されるのが5月上旬となる。それから各学校で具体的な選定作業を行い、今までの例では8月に教育委員会で協議、審議する流れになる。

小久保副委員長

- 1 教科書の採択謝礼問題だが、教職員111名を処分したことが分かった。謝礼を贈った業者についてはどのように対応したのか。通常、入札制度では不正が発覚した場合に数年間入札に参加できない等の措置が取られている。その業者や処分を受けた人物は今夏の教科書の採択に関わってくるのか。
- 2 教科書採択の過程についてだが、平成28年2月の予算特別委員会の会議録を確認したところ、当時の教育長から、閲覧を目的に教科書会社を呼んでいるのではなく、別の目的で結構呼んでいる、という答弁があった。当時の教育長に質問することはできないが、この別の目的で結構という言葉、現教育長が推測するにどういうことなのか、また現教育長の下にはそういったことが行われているのか。また、もし、そのような関係があるなら、教科書会社と教員というのは、密に連絡を取っていることになる。採択過程を公開して、謝礼があったのかどうかを確認するというのは物理的に不可能だと思うがどうか。教科書会社と教員が疑義をもたれるような関係はやめるべきと考えるがどうか。
- 3 自虐史観について伺う。教科書の採択については、選定に関わる者が、平成25年当時と仮に変わっていなければ再度採択される可能性がある。また、その教科書の選定に関わった者にそもそも教員がいる限りは、教科書の内容に関わらず、自虐史観を植付ける授業を行う可能性が否定できないと思うが、この点についてはどう考えるか。

義務教育指導課長

- 1 検定を通っている教科書に関して、国の制度上、採択の対象から除外するということができない状況になっているが、今回、教科書謝礼を行っていたということ、また、公正取引委員会から警告を受けていたという事実は、採択におけるプロセスにおいて重要な要素として受け止めるべきものだと考えている。したがって、今回のガイドラインにおいても、不公正な行為への対応として、不公正な行為や公正取引委員会からの警告も勘案して教科書を採択するということを明記している。各市町村には改めてどこが教科書謝礼を行ったのか、警告を受けたのかという一覧を資料にして配布している。こういったことを勘案した上で、各市町村に主体的に判断していただきたいと考えている。

教育長

- 2 以前の教育長答弁について、確認できないのでその時の意図が何であったか分からない。先ほど義務教育指導課長から答弁した新たに定めたガイドラインの中に、教科書発行者と教職員との関係についての条項があり、検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たない、と定めている。現在は、このガイドラインにしたがって教科書関係の事務を行っている。

高校教育指導課長

- 3 高校の場合は、日本史を含め教科書の種類が多くあり、それぞれの教科書で書きぶりが異なっている。また、各学校で教科書を選ぶ作業においては、最終的に校長が決裁するが、教科の専門性を備えている教員の意見を参考にする。各学校の選定作業は段階的に、まず教科の教員が候補となる教科書を選び、校内の教科書選定委員会や職員会議といった多くの教員が目にする場で議論を進める。そうした議論を参考に校長が最終的に決定する手続を踏んでいる。校長から見て適切でないと思える教科書があった場合には、校長がしっかりとその考えを伝えて、最終的に適切なものを選ぶという手順となる。また、個々の授業については、校長による授業観察が年に数回行われている。なお、公開授業等で、保護者を含め公開するという機会も設けている。さらに、管理職による授業観察を行いながら、授業が適切に行われているかどうか授業の評価も含めて教員にフィードバックしている。

小久保副委員長

- 1 入札制度は不正があった場合はペナルティーがある。しかし、課長の答弁では、内容には関わっていないので現場に任せてしまうという話に聞こえた。この点を確認したい。
- 2 教育長の答弁の中で前教育長の、別の目的で結構、という言葉についての答弁がなかったので推測するにどうだったのか聞かせていただきたい。仮にガイドラインでは禁止されているのか、それが担保されているのか確認したい。

義務教育指導課長

- 1 今回の教科書謝礼問題について、謝礼を提供した、あるいは公正取引委員会から警告を受けた教科書会社を採択の検討対象から外せるかという点に関しては、明示的に最初から外せるという制度がない。しかし、国もこれをそのまま放置してよいとは考えておらず、今後、同様の事案が起きたときは検定申請を認めないという制度改正を行っており、抑止の方向に動いている。排除はできないが、今回の事案は、採択において重要な要素として各採択地区で考えるべきと県は考えている。これを過去のこととして採択するものではないので、繰り返し指導しながら勘案したうえで判断するように指導していきたい。

教育長

- 2 前教育長の答弁については、文脈も分からないので、私の解釈は差し控えさせていただきたい。それから、先ほどのガイドラインの該当部分を確認したが、一切の接触を持たないと禁止をしている。